

岐阜県公報

号外(3) 平成二十三年十月十二日

目次

規則

岐阜マリンスポーツセンター条例施行規則を廃止する規則(スポーツ健康課)

岐阜県規則第六十九号

岐阜マリンスポーツセンター条例施行規則を廃止する規則

平成二十三年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

規則

岐阜マリンスポーツセンター条例施行規則を廃止する規則

岐阜県規則第六十九号

岐阜マリンスポーツセンター条例施行規則(平成十二年岐阜県規則第二百二十九号)

は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

2 知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十六年岐阜県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。別表中十の項を削り、十一の項を十の項とす。

平成二十三年十月十二日発行

発行者

岐阜県
岐阜市數田南二丁目一番一号

編集
各務原市テクノプラザ
一
ブイ・アール・テクノセンター